

(一般社団法人)「いばらき市民エネルギー」の設立にあたって

平成 25 年 7 月 29 日

福島第一原子力発電所事故以後、再生可能エネルギーの普及に対する声が大きくなる中、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(以下買取制度)が 2012 年度より始まりました。それをうけて、全国各地で再生可能エネルギー発電が導入されはじめました。とくに太陽光パネルの設置は急増しています。

この買取制度は、市民・社会が電気料金で買取費用を負担し、再生可能エネルギー発電設備所有者に、売電収入が入る仕組みです。全国各地で設置されている太陽光パネルは、そのほとんどが大企業の所有になっています。そのため、売電収入は、大企業にいつてしまいます。

一方で、市民や地域社会の力で、再生可能エネルギー発電設備をつくりあげていけば、市民や地域にその利益が還元されることとなります。全国的にも、市民や NPO、農業協同組合、生活協同組合、自治体などが地域で取り組むことで、発電設備設置の動きがつくられています。

私たち「いばらき市民エネルギー」は、市民や諸団体がかわって、再生可能エネルギー発電設備をつくりあげる動きを支援していこうと考えています。とくに、市民出資の受け皿づくりなど資金調達面での支援、及びその後の事務管理などを中心に、取り組んでまいります。

幸いにも、私たちが住んでいる茨城県は、遊休地をはじめ、再生可能エネルギー発電設備を設置できるポテンシャルをたくさん持っています。これを活用していけば、茨城県を「再生可能エネルギーの供給基地」にすることができると考えています。

当面、県内の農業団体と連携し、遊休地への太陽光パネル設置の動きに取り組んでまいります。

今後さらに多くの市民・諸団体の皆様と連携し、再生可能エネルギー発電設備の設置に取り組んでまいります。

代表理事 横田 能洋 (認定NPO法人)茨城NPOセンター・commons常務理事・事務局長

以上